

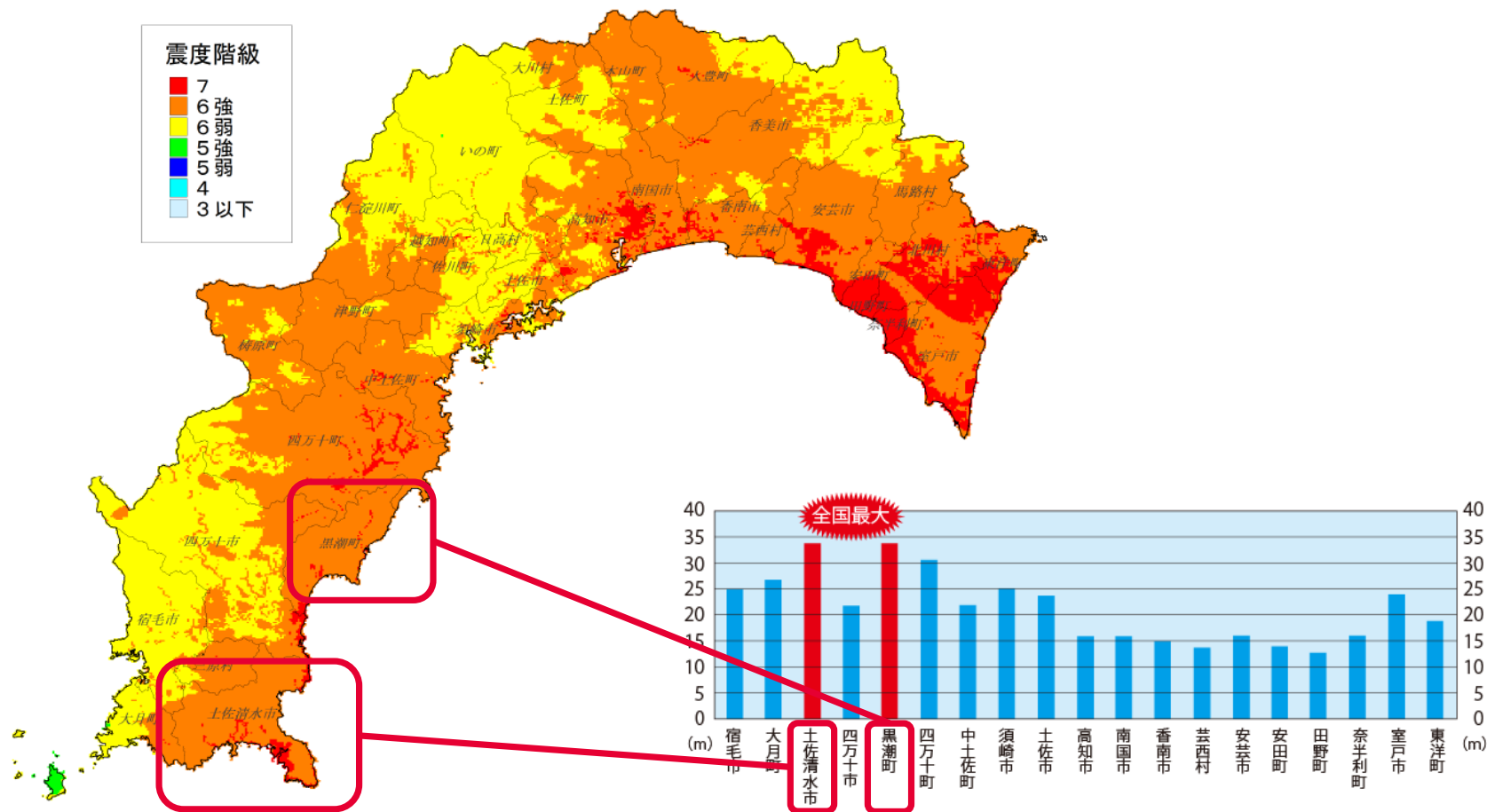
南海トラフ地震に備えた 高知県の取り組み

令和7年3月24日

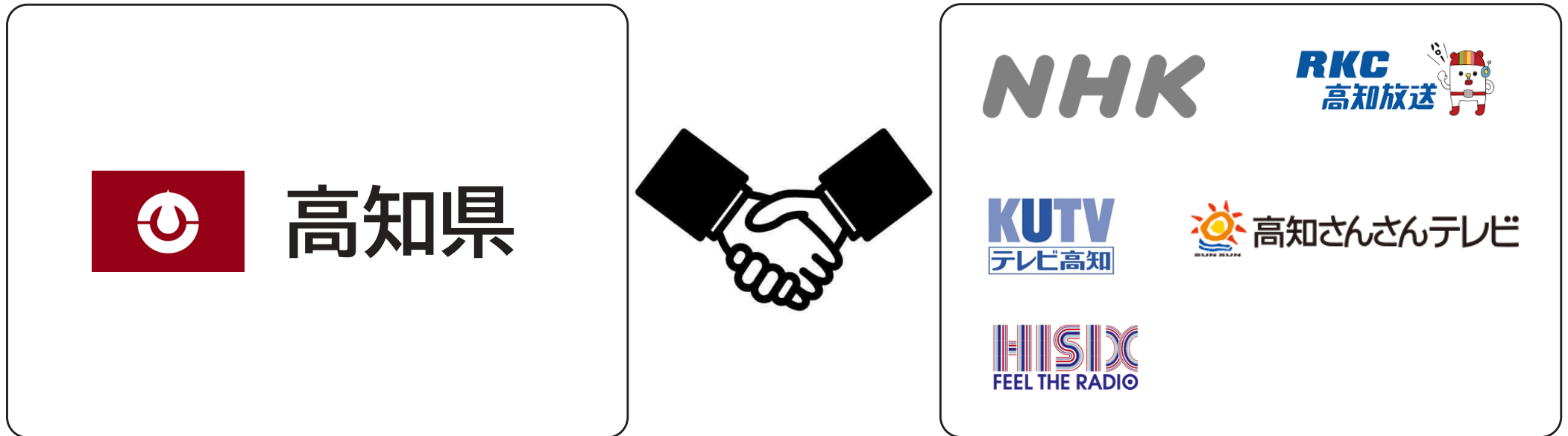
高知県総合企画部デジタル政策課

南海トラフ地震による高知県の被害想定

- 高知県全域で強い揺れ（26市町村で震度7、残り8市町村で震度6強）と想定
- 1メートルの津波が地震の発生から早いところでは3分で海岸線に到達
ほとんどの海岸線で、津波の最大の高さが10メートルを超えると想定
- 山間部が多く、がけ崩れ、地すべり、山津波といった被害が想定



- 高知県は、NHK高知放送局、民放3社、ラジオ事業者1社それぞれと、**災害対策基本法第57条に規定する通信設備の優先利用等に関する協定を締結**

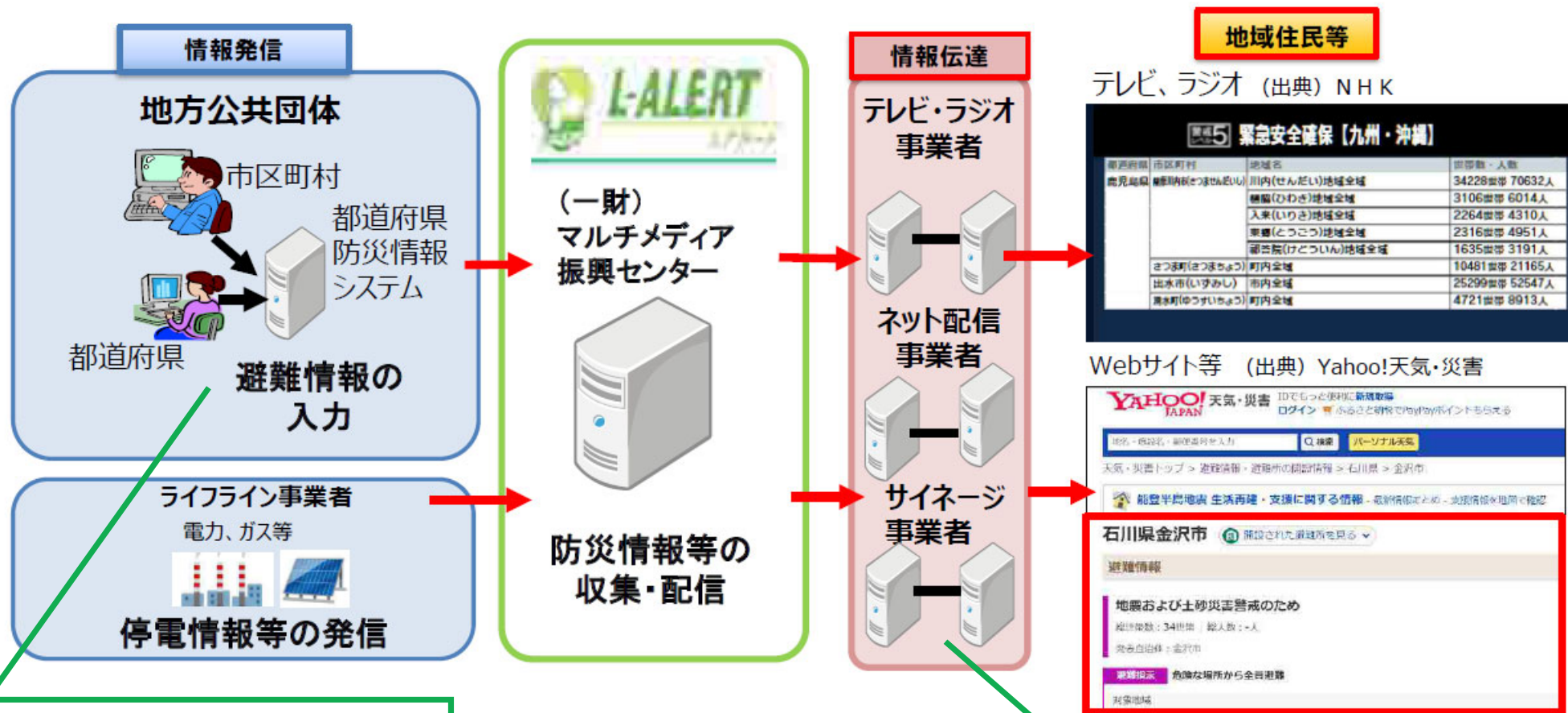


【参考】災害対策基本法第57条

(警報伝達等のための通信設備の優先利用等)

前2条の規定による**通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事**又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第3条第4項第4号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する**基幹放送事業者に放送を行うことを求め**、若しくはインターネットを利用した情報の提供に関する事業活動であつて政令で定めるものを行う者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めることができる。

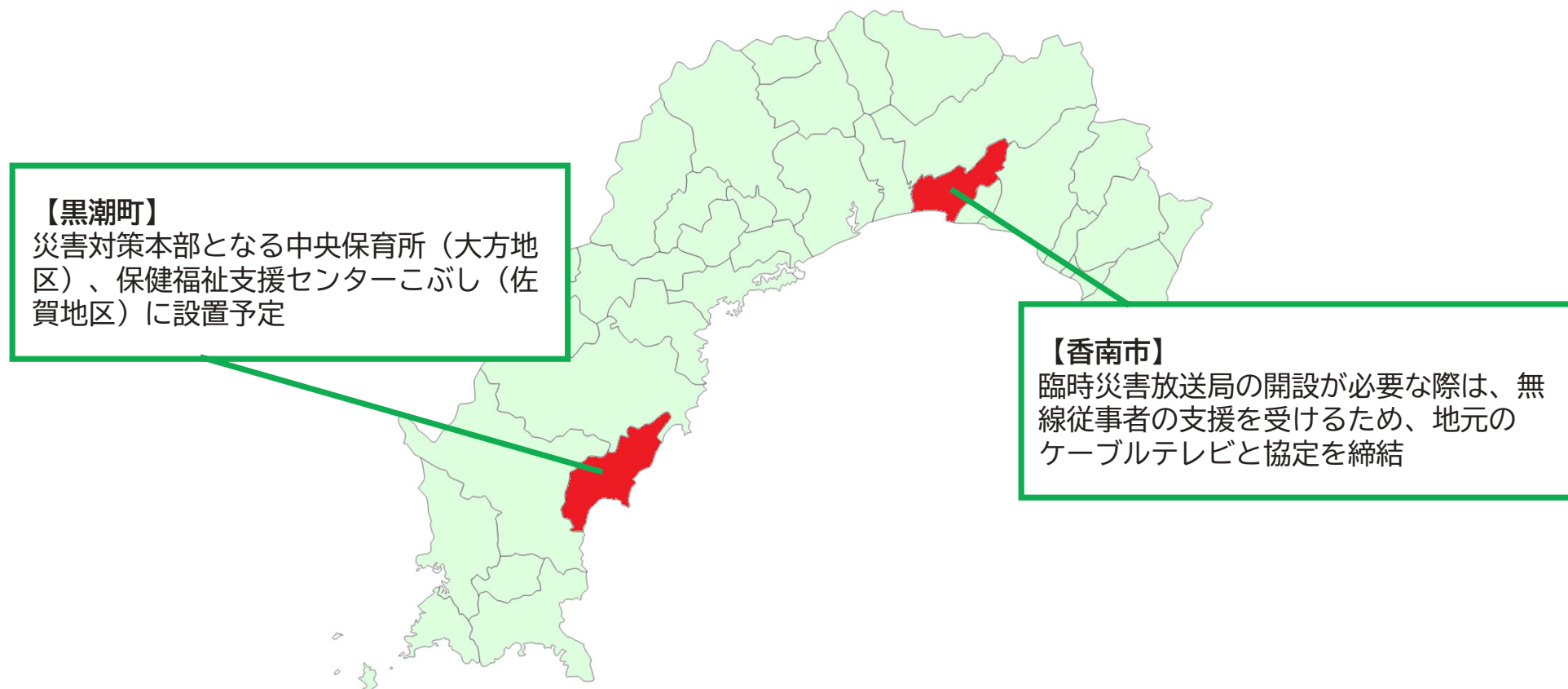
- 放送事業者との訓練については、毎年度開催される「Lアラート全国合同訓練」に参加して実施



【訓練内容】
 訓練シナリオに沿って高知県総合防災情報システムへ配備体制、避難情報及び避難所開設情報等の各種情報を入力

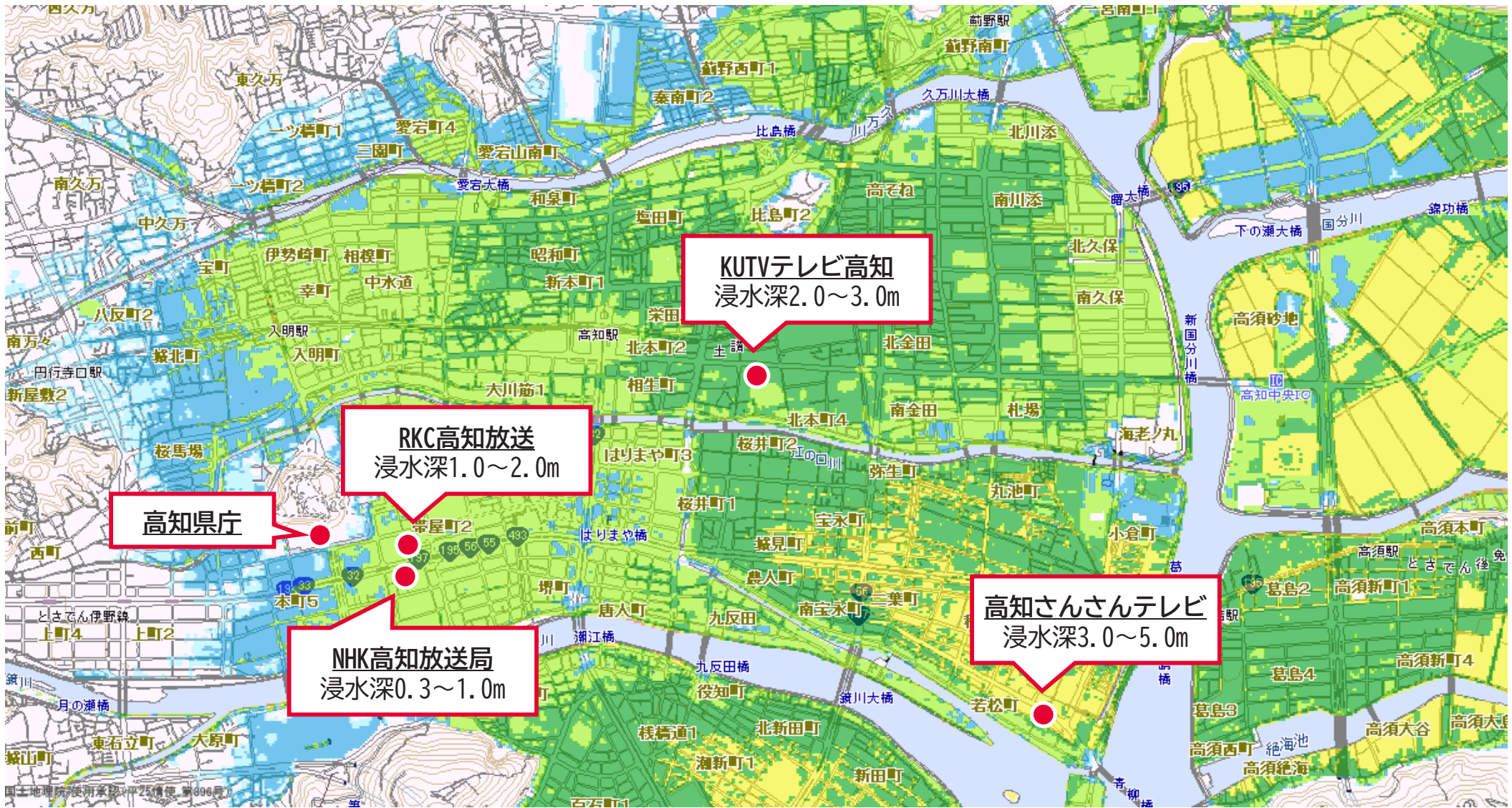
【訓練内容】
 Lアラートシステムから受信した情報が正常に発信されているのかを確認し、受信から発信に要した時間を確認

- 臨時災害放送局は県内の2か所（香南市、黒潮町）に整備されているが、利用実績がない状況
- 放送中は、高いレベルの通信資格を有する者が常駐しなければいけないため、整備のハードルが高い



県内放送事業者4社の放送局

○ 最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、県内の放送局（NHK+民放3社）は浸水区域内に位置する



高知県防災マップ (<http://bousaimap.pref.kochi.lg.jp/>)
※この図は最大クラスの津波による浸水域・浸水深を示している

◆非常用電源バックアップ（テレビ）

- 本社 : 約 48時間～約240時間（発電機）
- D T V 親局 : 約210時間～約240時間（発電機）
- D T V 中継局 : 約 10時間（バッテリー）、約100時間（発電機）

◆非常用電源バックアップ（ラジオ）

- A M 親局（1局） : 約100時間（発電機）
- A M 中継局（4局） : 約30時間～約100時間（発電機）
- F M 補完親局（1局） : 約240時間（発電機）

◆人員体制

- ・ 親局においては各社とも自社対応（各社2～3名の体制）
- ・ 中継局は外注業者に委託しており、通常は1班体制（台風など事前に想定できる場合は2班体制）で対応
- ・ ラジオにおいては、有事は自社対応

- 非常災害発生に伴い、停波または停波のおそれのある放送局がある場合は、
放送事業者間において協議の上、災害対策本部に連絡員を派遣する



高知県

(高知県災害対策本部)



NHK



KUTV

テレビ高知



高知さんさんテレビ

【リエゾン】

高知県の災害対策本部に出向いて、道路・電力をはじめとする関係機関との情報共有・連携、支援等の調整などを行う情報連絡員

- 避難所（学校、公民館等）については、テレビなどの放送受信設備が備え付けられているものと想定
- 一方で、避難場所には放送受信設備がない可能性があるため、避難時に携帯ラジオなどの放送を受信できる機器を持って避難することが望ましい

避難所（県内1,852か所）

- ・ 災害によって自宅に住めなくなった人が一時的に共同生活を送る場所
- ・ 学校や公民館などが多い



テレビなどの放送受信設備は、基本的に備え付けられているという想定

避難場所（県内2,799か所）

- ・ 津波などのリスクから命を守るために緊急避難する場所
- ・ 高台にある広場、津波避難タワーなど基本的には屋外が多い



電力も含めて放送受信設備は、備え付けられていない場合が多い

- 県民への啓発冊子として『南海トラフ地震に備えちょき』を発行し、全家庭へ配布
- その中で、**非常持ち出し品の一つとして「携帯ラジオ」を推奨**している



備えをチェック！

南海トラフ地震とは？

命を守る備え

生き抜く備え

生活

第4章 みんなで生き抜くために備えよう

1 非常持ち出し品と備蓄品の備えをしよう

南海トラフ地震を生き抜くために備えるべきことはたくさんありますが、まずはすぐにできることから始めましょう。

Q. 「非常持ち出し品」ってなにかしら？

A. 地震の後、安全に避難するために必要最低限、持ち出すものじゃ！
 できるだけ身軽に避難できるように、持ち出し品は避難に必要な物品や貴重品ぐらいにするのじゃ。
 非常持ち出し品は袋に入れ、いざという時に地震の揺れでどこにあるか分からなくならないように、逃げ出す時の通り道、目につくところ、寝室の枕元などに置いておくと良いのじゃ。

- メガネ、補聴器、入れ歯、普段飲んでいる薬、お薬手帳
- ヘルメット、運動靴
- 懐中電灯、携帯ラジオ、予備の電池
- 現金（小銭が重宝）、貴重品
- 身近にある飲み物や食べ物
- マスクなど感染症対策品、トイレ袋
- スマホ、母子手帳、液体ミルク、備えちょきなど

夜の地震に備えて、枕元に、懐中電灯、ラジオ、靴などの非常持ち出し品を備えるのじゃ…

常備薬は必ず身近に置きましょう

緊急時にも**お薬手帳**が役立つよ！

お薬手帳

患者
薬剤師
医師

- 放送は災害時において有用な情報伝達手段の一つであるため、南海トラフ地震を含む災害の発生に備えて、放送設備等（本設備を含む）を速やかに強靱化を図る必要がある
- 放送が停波しないよう、耐震化や浸水対策等により強靱化を行う場合に、民間放送事業者・地方自治体等に負担が発生しないよう国としても支援策を検討いただきたい